「そして、いま、私には、

とは、

欺きの中にはすべて、

デカルト『省察』の Paralogismen・・・・II

(1)『省察・第四』について

木 秀 勇

1 判断の「真実」と「虚偽」との「原因」への問い 矛盾の自覚と、矛盾からの

四

デカルトは、『省察・第四。真実と虚偽とについて』の冒頭で、これまでの諸省察の成果を回想し、これをうけて、(1) 脱出(『省察・第四』第一――第七パラグラフ)

神について、さきほどのように思いを凝らすところから、出発して、ほかの事柄の認識に向かう・ある道が、見えて それの中に、いうまでもなく、科学と知恵との・すべての財宝がかくされている・真実な

が、私に虚偽を犯させることは、けっして、生じえない、ということであるからである。なぜなら、 くるように、思われる」と、つぎにくる認識の可能性を、展望する(第一パラグラフ)。 この・つぎにくる認識の可能性の〈根拠〉は、こう述べられる。「というのは、第一に私が認めているのは、

ある不完全性が、見いだされるからである。さらに、虚偽を犯させることができる、というこ

明敏と力との・大きな証拠である、と思われるにしても、虚偽を犯させようとすることは、疑いもなく、ある 3

欺瞞、

ないし あの神

は悪意を、

あるいは力の弱さを、

立証するものであり、

また、

したがって、

神には、

かかわりのないことでもある(3)

[からである]」(第二パラグラフ)。

しかし、ここにまず、 問題がある。

神が、 問題・第一。デカルトが、『省察・第三』の結論として示し、また、いまここで繰り返している立論――すなわち、 完全この上もない存在者であり、それゆえに、欺瞞者たろうとする悪意はもたぬ、という立論は、 神が、

の目的から、 者でないことを、証明しうるものではない。このことは、本稿・三――17で、吟味したとおりである。 知るべからざるものである〉と言わざるをえないのである(第六、第七パラグラフ)。してみれば、神が、なにらか また、本稿・三――14で述べたように、デカルトは、ほかならぬ、この『省察・第四』で、〈神の目的(5) 善意によって、私を欺くことも、認められなければならず、却ってそのことが、 神の〈完全性〉〈全能〉 は ŝ か ΔŠ

は こうして、デカルトによる・神の実在証明の意図は、果たされなかったのであって、したがって、デカルトとして かつて立てた・あの「想定」――ある・力ある欺瞞者が、 私に虚偽を犯させている、とする想定

を証しするものである、と言わなくてはならない。

脱しては、

いないことになる。

ほか 真実である〉とは、言うことが、できない。すなわち、「真実な神について、……思いを凝らすところから、出発して、 ゆえに、つぎにくる認識が、たとえ、 「認識に向かう道が、見えてくる……」とは、言いえないはずである。 の 事 柄の認識に向かう」にしても、その認識は、再び、虚偽であるのかも知れない。それゆえ、デカルトには、 いかに 〈明晰・ 判明〉 なものであるにせよ、 それが、 〈神から出 えに、

その

にくるものは、 その「道が、見えて」きたとするデカルトにとっては、つぎに認識されるべき「ほかの事柄」 なによりも、「真実」な判断と、「虚偽」な判断との「原因」である。 のうち、

なぜ、この「原因」の認識が、最初にくるのであるか。それは、つぎの理由による。

断」する、ということである。しかし、右の性質の事柄を、「真実」と「判断」することは、〈私〉が、「一般的指針」 された「一般的指針」とは、「明晰・判明に把握」された事柄を、その〈明晰・判明性〉 ――デカルトにとっては、 神の実在証明によって、「一般的指針」が、「確定」されたことになっている。 のゆえに、「真実」と「判 「確定」

を〈守っている〉ことである。これにたいし、「虚偽」な判断とは、「明晰・判明に把握」されていない事柄 実」と判断することであり、そして、それは、〈私〉が、「一般的指針」を、〈守っていない〉ことである。 ――そこで、「一般的指針」が「確定」された、とするデカルトとしては、当然、つぎには、まず、「一般的指針」

「原因」に基づくか、を、「認識」するところへ、進まざるをえない。 を〈守っている〉ことは、〈私〉の中にある・どのような「原因」によるのか、〈守っていない〉ことは、どのような

――しかし、そのことは、直ちに、「判断」の「真実」と「虚偽」との「原因」を、「認識」することに、

だが、デカルトは、ここで、その「原因」の 「認識」 を、 「虚偽」 な判断の 「原因の探究」・「認識」 から、

ほ

かなら

らず、〈不完全〉である――。 それの理由は、つぎのところにある。 〈この上もなく完全な〉・そして、 それゆえ このことは、本稿・三――14に指摘したとおり、デカルトの根本矛盾である。 〈善意〉 の存在者たる神によって 〈創造〉 された (私) は にも拘

因しも、

存在しないはずである。

21 がある。 その根本矛盾の一つに、 私が、 「判断」にあたって「虚偽・誤謬」を犯す・〈不完全〉 な者である、 ということ

そして、 ――『省察・第三』では、 私が、こうした神によって創造された以上、「判断」にあたって私が「虚偽・誤謬」を犯す・い (私) の心は、 もっぱら、 私の創造者である・善意な完全者としての神に、 注 かゝ が な れ る

を犯す・〈不完全〉な者として、 験」によって、見いだされるのである。この「経験」からすれば、神は、 しかるに、いま、 われにかえると、 〈創造〉 した、 にも拘らず、私が、「判断」にあたって「虚偽・誤謬」を犯すことが、「経 と言わざるをえない。 〈不完全〉な者を〈創造〉したことは、 私を、「判断」にあたって「虚偽・誤謬」 〈創造者〉

たる神自らの〈不完全性〉を示すものである。

誤謬ないし虚偽の原因を見いだすことがないのは、いうまでもない」、「しかしながら、(こ) えると、にも拘らず、私は、自分が、無数の誤謬にさらされているのを、経験するのであって、……」(第四バラグラ は、こう語られている。「……私が、ひたすら神の立場から思考し、 デ 、カルトは、「判断」の「虚偽・誤謬」に即して初めて、この根本矛盾を自覚するのであり、 してみれば、神は、〈この上もない完全者〉であり、 かつ〈不完全者〉である。 私の全体を神に振り向けている限りでは、 これも、 あとになって、 その・自覚するさま 根本矛盾である 再びわれにか

らす「原因」を追求するとは、 この根本矛盾が自覚された以上は、 いうまでもなく、私が犯す「その誤謬の原因を探究する……」(第四パラグラフ)こというまでもなく、私が犯す「その誤謬の原因を探究する……」(タ) 私は、その矛盾を齎らす「原因」を、 追求せざるをえない。しかし、 矛盾を躓 こ。

である以外にない。

こうして、「原因」の「探究」・「認識」は、「虚偽・誤謬」 の 「原因の探究」・「認識」 から、 始まらざるをえない

のである。

中に〉、そして〈どのようにして〉あるのか、 そこで、まず、「探究」されるべきは、「判断」の〈不完全さ〉が、〈誰の責任〉であり、それの である。 「原因」 盆

したがって、「判断する能力」をも、 ここで、〈神の責任〉であるか、どうか、が、 神が私に与えたものであることは、言うまでもないからである。 問題になるのは、 デカルトにあっては、 神は、 私の創 造者 7

すなわち、まず吟味されなくてはならないのは、 神が、〈不完全〉な「判断能力」を私に与え、 それ iф えに、 私の

判断」が、〈不完全〉であり「虚偽・誤謬」を犯すのであるか、どうか、である。

できない。なぜなら、それは、重ねて、 しかし、もとより、 デカルトとしては、神が、私に、〈不完全〉な「判断能力」を与えたことを、 あの根本矛盾を容認することであるからである。

容認することは、

そこで、デカルトは、 こう考える。 ――私のもつ「判断能力」は、 この上もなく完全で・ かつ、 私を欺こうとする

悪意をもたぬ神から、与えられたものであり、 〈完全〉なものである。 その限りでは、 私の「判断能力」は、〈誤謬を犯すことはありえない〉、

ければならない。そして、「原因」は、 してみると、「虚偽・誤謬」は、 (私) 〈私の責任〉でなくてはならず、それの が、神から与えられた〈完全な判断能力〉を、 「原因」 は しかし〈誤用〉 〈私の中に〉 あるのでな

ろに、 右の消息は、こう述べられる。「……私が経験するのは、 あるのでなくてはならない---。 自分の中に、判断する・ある能力がある、 ということで

は あるが、 能力を正しく使用する限り、私が、 確 かである。 この・判断する能力は、 そして、 神は、 私に、 私の中に存在する・残りすべての能力ともひとしく、 いちどでも、 虚偽を犯させようとは、意志しないのであるから、 誤謬を犯すことがあるような性質の・判断する能力は、与えなか 私が、 いうまでもなく、 神から受け取ったこと 私がそ

しかし、ここに、問題がある。

たのである」(第三パラグラフ)。

中に〉、すなわち、 しうるであろうか。 問題・第二。デカルトが、 神から与えられた・完全な「判断能力」の・しかし〈私による誤用〉の中に、 私を創造したのは、 神であることを、認める以上、「虚偽・誤謬」の おく立論が、 「原因」を、 成立

カルトは、 る。 断能力を、 するからである。 なぜなら、「私」を創造したのが、「神」である以上、〈私による誤用〉、〈私の責任〉は、直ちに 、カルトが、「虚偽・誤謬」を、〈私の責任〉に帰しても、それは、 依然として、 神が私に〈与えなかった〉ことを、認めることであり、神が〈不完全者〉であることを、 すなわち、〈私による誤用〉を認めることは、 根本矛盾を脱することができないのである。 とりもなおさず、使用の仕方を含めて 実は、 〈神の責任〉に帰することであり、デ へ神 の 認めることであ 〈完全な〉 責任〉 *ا*ت 判 帰

よる誤用〉は、 そのような「性質の」判断能力を与えたのであれば、 犯すことがあるような性質の・判断する能力は、与えなかったのである」、と言うのは、 問題・第三。デカルトが、上で、〈私による誤用〉を認めながら、 やはり、 〈神の貴任〉 であり、 神は〈不完全者〉である。根本矛盾は、 私が 〈誤用〉することは、生じえなかったはずである。〈私に 同時に、 一神は、私が、 残るのである。 論理上矛盾である。 いちどでも、 誤謬を として、

根本矛盾を脱していないのである。

かつ、判断能力の〈誤用〉、判断の「虚偽・誤謬」の「原因」、を私に与えた〈不完全者〉である。デカルトは、 誤謬を犯すことがありうる、とは、思われない」とすることは、できないからである。そして、 たがって、 「私の中にあるものは、どれもみな、 ありうるとは、 かったはずである。 とがあるような性質の・判断する能力は、与えなかったのである」という事柄〕については、そのところから、 問題・第四。 神は、誤謬を犯す能力は、なにら、私に与えなかった、とするならば、私が、いちどでも、誤謬を犯すことが 誤謬を犯すことがありえない、ということが帰結するように思われた点を除けば、なにらの疑いも残らな 判断の「虚偽・誤謬」もまた、「私が、神から手に入れている」のであり、それゆえ、「私が、 思われないからである」(第四パラグラフ)と述べられるのも、また、(エ) 右につづいて、「なおまた、 なぜなら、私の中にあるものは、どれもみな、私が神から手に入れている、とするならば、 私が神から手に入れている、とするならば」、判断能力の 上の事柄 〔私が 〈誤用〉 せぬ限り、「神は、……私が、いちどでも、誤謬を犯すこ 論理上の矛盾である。 〈私による誤用〉、 神は、 完全者であり、 だから、 いちどでも、 なぜなら 依然 私は、 なお

そして、そのことは、 こうして、「判断」の デカルトとしては、 「虚偽・誤謬」の・私の中にある「原因」 神が〈不完全者〉であることを、 デカルトが、実は、いまだ、「虚偽・誤謬」の「原因」を、見いだすことができない 認めることは、できない。 は 神に帰するはずである。 にも拘 らず、 で も ちろ い る

ことを、 このように、根本矛盾を依然として脱することができず、「虚偽・誤謬」の「原因」を、見いだすことができないか 意味する。 根本矛盾からの出口と、「原因」の所在とを、本稿・三――14でふれたように、(空)

らこそ、

デカルトは、

まず、私は、

至

とは、

無

ないしは無存在を、

分かち合う」ことである。そして、それが、

私が、「判断」にあたって「虚偽・誤謬

を犯すことである――。

髙

この存在者である神と、

無

無存在との中間存在である、

という解釈に、

求める。「……私が、

幾分でも、

きわめておびただしいものが欠けている限りでは、 いしは無存在を、 私は、至高の存在者では、ない。それは、きわめて多くのものが「欠けている」ことである。 分かち合う限りでは、 言いかえれば、 私が虚偽を犯すことは、さして不思議ではない」(第四パラグラインの) 私が、自ら、 至高の存在者で、 ない限りでは、そして、私に、 「欠けている」

ところに、「虚偽・誤謬」がある。ゆえに、「虚偽・誤謬」は、「私の中に、 グラフ)。しかるに、 るのである。これの意は、 (第四パラグラフ)、「私の中に、 右に見るように、 欠落 (caréntia) である」(第五パラグラフ)とし、「無、(5) 神が デ カ 〈おきはしなかった〉もの、「明晰・判明な把握」の「無」、「欠落」を、「真実」と判断する ル ---「明晰・判明な把握」は、 ŀ 当然、幾分なりとも存在すべきであった・ある認識の欠如(privātio)であり、 は、この解釈にあたって、 神が「私の悟性の中に」〈おいた〉ものである(15) 「判断」の「誤謬・虚偽」を、 ないしは無存在を、分かち合う」ことである、 当然、 存在すべきであった認識」すな 欠陥 (dēfectum) である」 (第十五パラ としてい ない

完全者である、 私に、「明晰・判明な把握」を「欠落」させている、という立論、 なぜなら、この解釈は、〈この上なく完全な〉、言いかえれば、 とする根本矛盾を容認する立論を、 前提としているからである。 〈存在に充満した〉 すなわち、やはり、神は、完全者であり、 神が、「無・無存在」を創造し、 かつ不

事実、デカルト自身、一方で、右の解釈をとりつつも、他方で、つぎのように言っている。

「神が、

それの類にお

ち「明晰・判明な把握」の「欠陥」、「欠如」であり、「無を分かち合う」ことである――というところに、

しかしながら、

いうまでもなく、

上の解釈もまた、

根本矛盾を脱却させるものでは、

ない。

10

造することができたことに、疑いは、ない」(第五パラグラフ)。(3) が、生じうるとは、思われない……」。「なおまた、神が、私を、(エ) いて完全でない能力を、ないしは、ある・当然な完全性が欠如している・ある能力を、 いちどでも、虚偽を犯さないようなものとして、創 私の中においた、 ということ

「虚偽・誤謬」の「原因」を、いまだ示すことができないことを、告白するものである。 パラグラフ)と認めるのは、 それゆえ、デカルトが、自ら、上の解釈を、「しかしながら、これでは、まだ、なんとしても、充分でない」(第五(9) 当然である。そして、この言葉は、デカルトが、ひきつづき根本矛盾の中にあること、

この根本矛盾からの脱出口を、デカルトは、あらためて、つぎの立論に、求める。 ·「……それの根拠を、私が理解していない・あるものが、神によって生じても、私には不思議ではない……」、②

目的を探索することができる、と思い込むことは、無思慮のそしりをまぬかれない……」(第六パラグラフ)。(3) 界全体」は、「神の・測りがたい力」によって、「つくられた」のである(第七バラグラフ)。それゆえ、「……神の抱く(タキ) れない・あるほかのものが、存在するのかも知れない……」。「……神の本性は、測り知られぬもの、とらえられぬも(ミス) 「……もしかすると、神によって、どういう理由で、また、どのような仕方で、つくられたのか、が、私にとら えら いる……」(第六パラグラフ)。神は、「世界の中で部分の関係」をつくるものであり、部分の関係 から なる「事物の世 無限なものである……」から、「そうした神は、原因が私にわかっていない・無数の事柄を行なう力を、(2)

私に、 その判断能力を ・ゆえに、神がこの上もない完全者であり、存在に充満しており、私に完全な判断能力を与えているにも拘らず、 神の〈完全性〉は、そこにこそある――。 〈誤用〉 させることも、「創造」にあたっての・神の目的の「測りがたさ」、〈不可知性〉、に、

よるのである。

らないが、しかし、「創造」の「目的の測りがたさ」〈不可知性〉を考えれば、「創造」の「目的」は、 できないもの〉である以上、右の〈不完全さ〉も、 こうして、「創造」のみを考えれば、私の 〈不完全さ〉は、直ちに、 神に帰せられることはできない。むしろ、私の〈不完全さ〉は、 〈神の不完全さ〉に帰着せしめられなければな 〈問うことが

人文科学研究 〈神の完全さ〉を証しするものであることになる。

しかし、ここに、問題がある。

完全に失われてしまう。

問題・第五。この立論をとれば、 本稿・三――14でふれたとおり、『省察・第三』での・神の実在証明の主目的は、(a)

らざる〉目的によって、 なぜなら、神は、この上なく完全な存在であり、 私に虚偽を犯させていることが、ありうるからである。 <善意>の者でありながら、 しかし、 私には へうかが ÿ 知るべか

なくなるからである。 あって、 の〈不完全さ〉は、神の抱く目的の〈不可知性〉をつうじて、却って、神の〈完全性〉を証しするものとされるので なぜなら、神が、 しかし、『省察・第四』でのデカルトにとっては、この立論は、右に見たように、あの したがって、 私に、自分が与えた・完全な判断能力を、 神は、 あくまで完全者であり、完全性の否定にたいして、〈責任〉を問われることは、 しかし〈誤用〉させる、という「創造」における・神 〈根本矛盾を、解決する〉。 ありえ

「原因」の所在の確定である。すなわち、いまや、その「原因」は、 そして、この 〈根本矛盾の)解决> が、 私 の判断の「虚偽・誤謬」 から、 ひたすら〈私の中に〉、 神を免責する以上、 私が判断能力を それは、 直ちに、右の 〈誤用〉

 $\widehat{10}$

9

A-T. VII. p. 54, 1. 12.

8

することの中に、「探究」されることになる。

どのような性質のものであるか、を、探索する」ことができるのである。 だからこそ、デカルトは、第八パラグラフの冒頭で、「つぎに、自分にもっと近より、そして、 自分の誤謬……が、

神から与えられた判断能力の〈私による誤用〉とは、どういう「性質」のものであるの

- 1 A-T. VII. p. 52, 1. **ω** p. 53, . 1. 18.
- 2 A—T. VII. p. 53, ll. 18——22.
- 4 3 『社会学研究・18』一二九――一三二ページ。 A-T. VII. p. 53, 11. 23-29.
- 6 3 『社会学研究・18』一一九――一二〇ページ。 『社会学研究・18』 一一九ページ。
- ? A—T. VII. p. 54, 11. 10——12 A—T. VII. p. 54, II. 8——10.
- A—T. VII. p. 54, 11. 4——8 A—T. VII. p. 53, 1. 30——

Ġ.

54, l. 3.

- îì 12 『社会学研究・18』 一一九ページ。
- 13 A—T. VII. p. 54, 11. 20——24.
- 15 14 A—T. VII. p. 54, l. 26. VII. p. 55, 11.
- A—T. VII. p. 61, 11. 6—7

13

- 17
- 18
- 19
- 20
- A-T. VII. p. 55, 11. 14-16.
- VII. p. 55, 11.
- A-T. VII. p. 55. 11. 17——19 20-21.
- A-T. VII. p. 56. l.
- 『社会学研究・18』 一二〇ページ。
- の「原因」 〈判断能力の誤用〉の分析

時に競り合う・二つの原因に依存する、ということであり、

すなわち、

私の中にある・認識する能力と、そして選択

私が気が

つくのは、

自分の誤謬が、

同

デカルトは、言う。「判断」の「虚偽・誤謬」の「性質」を「探索する時、

因が、

明らかになるのか。

では、

つぎに、〈判断能力の・私による誤用〉

とは、どのように分析されて、右の「虚偽・誤謬」の・窮極

の 「原 ころに、 「判断」

ある、と確定された。

「虚偽・誤謬」の「原因」

は、

私〉

が、

神から与えられた・完全な判断能力を、しかし〈誤用する〉と

『省察・第四』

「悟性」と「意志」

の成果(『省察・第四』第八――第十七パラグラフ)

判断の「真実」と「虚偽」と

A—T. VII. p. 56, ll. 9——11

27

26

25

23

22

A-T.

21

VII. p. 54, 1.

31.

A—T. VII. p. 55,

VII. p. 55,

<u>=</u> Ξ.

10-11.

14

A-T. VII. p. 55, ll. 22-23.

A-T. VII. p. 55, 11. 25-26.

24

匹

2

ある!

――と言われるのである。

意志(vóluntās)とに、依存する、ということである」(第八パラグラフ)。 する能力(fácultās ēlígendī)あるいは決定の自由(arbítriī lībertās)とに、言い かえれば、 悟性と、そして同時に、

「悟性」と「意志」との間の〈競り合い〉という・ある〈関係〉の中に〈のみ〉ある、とされ、「判断」の「虚偽・誤 lí[/é]gendī)」とも言いかえられるが、「判断能力」の〈誤用〉は、二つの能力、「認識する能力」と「選択する能力」、 「認識する能力(fácultās cōgnőscendī)」、あるいは「悟性(intellêctus)」は、また、「理解する能力(fácultās

謬」の窮極の「原因」「性質」は、右の〈関係〉の中に、「探究」されることになる。 では、なぜ、この〈関係〉の中に〈のみ〉ある、とされるのか。

でもある」(第八パラグラフ)。 であるし、しかし、このようにただ眺められただけのものの中には、本来いうところの誤謬は、見いだされない ぜなら、悟性だけによるならば、私は、ひたすら、それについて判断を下すことのできる観念しか、把握しない それは、まず、「悟性」は、それ自体としては、「誤謬」を犯すことがない、とデカルトが考えるからである。 から から

に『省察・第三』に示されていたものである。それをうけて、『省察・第四』では、(3) か把握しない〉能力であって、〈観念について判断する〉能力ではない、だから、悟性は、「虚偽・誤謬」とは、 虚偽・誤謬」は、本来、「観念」〈それ自体〉の中には、なく、 ただ「判断」の中にのみある、という見解は、 ----「悟性」とは、その〈観念し すで

理解する能力を吟味する場合、直ちに認めるのは、 デカ ル ١ は こ の 「悟性」が、 「有限」であり、〈不完全〉なものであることを、 その能力が、私の中で、きわめて小さいものであり、 認める。 また、 まこ

いう訴因は、なに一つない……」(第十三パラグラフ)。(6)

グラフ)。「……私には、神が私に与えてくれた以上の・大きな・理解する力を、与えてくれなかったことに、苦情を てはならなかったのである、ということを、証明する根拠を、なに一つ、持ち出すことができない……」(第八パラ でもなく、私としては、神は、私に、神が与えてくれた・認識する能力以上の・大きなものを、当然与えてくれなく である。 とに有限なものである、ということであり、……」(第八パラグラフ)。(4) しかし、「悟性」能力が「有限」〈不完全〉であることも、また、神の〈うかがい知るべからざる目的〉 したがって、私は、このことを、そのままに受け容れるほかはない。だから、こう言われる。「……いうま に出たもの

いない、と言われるべきである……」。(第八パラグラフ)。 に欠如している、と言われるべきではなく、私は、それらの観念を、無存在的に(negātīvē)、 「観念」の・この〈無存在〉は、神が与えるべきであったものを、与えなかったことでは、ない。その〈無存在〉もま さて、「悟性」の・この「有限」〈不完全〉とは、無数の「観念が、私の中に存在しない」ことである。 神の〈うかがい知りえられぬ目的〉に出たものである以上、「……本来からいえば、私は、そうした観念が、私 ただ、持ち合わせて しか

だがしかし、「悟性」が、「有限」〈不完全〉であり、すなわち、多くの「観念を持ち合わせていない」ということ 私が「判断」の「虚偽・誤謬」を犯していることでは、ない。

「原因」、では、ない、とされるのである。 こうして、再び、「悟性」は、それ自体としては、「有限」〈不完全〉ではあっても、なお、「判断」の「虚偽

ところが、 デカルトは、「私の誤謬の原因が、 理解する力〔悟性〕では、ない」ことの理由を、 また、こう述べても

ったい、どちらなのであるか。

すことが生ずることも、 は、ことごとく、 いる。「・・・・・私は、 疑いもなく、私としては、正しく理解するのであるし、なおまた、理解にあたって、 理解するために、 ありえない……」(第九パラグラフ)。 神から理解する力を手に入れているのであって、したがって、私が理解するもの 私が虚偽を犯

しかし、ここに、問題がある。

さきほど見たところでは、 問題・第一。「悟性」が、 ---「悟性」は、「観念しか、把握しない」。しかるに、「観念」〈それ自体〉の中には、「判 「判断」の「虚偽・誤謬」に無縁であり、それの「原因」では、 ない、とされる理由

のは、ことごとく、正しく理解する」。ゆえに、――というところにおかれる。 断」の「虚偽・誤謬」は、 ところが、いまは、その理由は、 存在しない。ゆえに、――というところにあった。 ---「悟性」は、 神から与えられた「理解能力」である。しかるに、「理解するも

とによるのであるか、それとも、「悟性」が、〈神から与えられた・常に正しく理解する能力〉であることによるのか、 であるとすれば、「悟性」が、「虚偽・誤謬」の「原因」では、ないのは、「悟性」が、「観念しか、把握しない」こ

デカルトは、「悟性」を、「理解する能力」とも言いかえていた。 まず、「観念しか、把握しない」ことが、「理解する」ことと、 同一 の事柄であろうか。

し、「理解する」とは、本来、

すなわち言葉の表示内容・意味)を、再構成すること(〈思考・推理〉)である。

〈語の連結〉を耳にして、

〈語の連結〉

に託された

〈観念の連結〉

(〈語の連結〉

それゆえ、「理解する」ことの中には、少なくとも、〈観念の連結〉が、要素として含まれている。

判明な把握」である。 〈観念の連結〉 の構成(〈思考・推理〉)の中に、「明白な背馳」が「認識」されなければ、 その 〈思考〉 が、「明晰

「明晰・判明な把握」は、「悟性」による、としている。 「把握」をつかさどるのが、「悟性」であり、デカルト自身、のちに見るとおり、この『省察・第四』でも、

してみれば、「悟性」は、「観念しか、把握しない」ものでは、なく、また〈観念を連結〉し、 すなわち〈思考〉 す

るものでもあったのである。 こうして、デカルトが、「悟性」は、「観念しか、把握しない」としたことは、 デカルト自身によっても、

ったことになる。 問題・第二。「悟性」は、「理解するものを、ことごとく、正しく理解する」であろうか。 誤りであ

「悟性」は、「明白な背馳」が「認識」される〈観念の連結〉をも、つくることがある。

それゆえ、「悟性」は、

ということは、 ありえないのである。

神から与えられた能力であるにしても、いつも必ず「正しく理解する」、「虚偽を犯さない」、

まらず、むしろ、「明晰・判明な把握」をもつこともできるが、しかし、〈明晰・判明ならざる把握〉をすることもあ こうして、「悟性」が、「有限」〈不完全〉である、 それが、「判断」における・「虚偽・誤謬」の「原因」となる、ということではないのか。 とは、 多くの「観念」を欠いている、ということであるに とき

る」とも、言いえない以上、「悟性」は、それ自体としては、「判断」の「虚偽・誤謬」に無縁である、 こうして、「悟性」は、「観念しか、把握しない」とは、言いえず、また、「悟性」が、ことごとく、 とは、するこ 正しく理解す

とができなくなる。

以上の理由によって、

デカルトにとっては、「判断」

の「虚偽・誤謬」の「原因」、〈判断能力の

ic

)誤用>

ある

ほ かの能力」は、「私の中で、弱く、また区切られている……」(第八パラグラフ)。 「有限」であるのは、「悟性」のみでは、 ない。「想起能力」も、「心像描出能力」も、 「どのようなものであ

ラフ)。 手に入れている・意志の力は、それだけで眺められれば、 断の「虚偽・誤謬」の「原因」では、ない、と言われる。「……上述のところから、私が把握するのは、 ら、意志する力は、 悟性よりも範囲の広い意志を与えたことについても、苦情をいう訴因は、ない」とするのである(第十四パラグラフ)。 ある形と姿とを、写しているのである、と理解」するのであり(第八パラグラフ)、その理由で、「……私には、(ヒン) いは、これほど大きなものは、 うな境界によっても、区切られていない、ということであるからである」。「……私の中には、(タ) らなかった、と嘆くわけにもいかないのである。 そして、この〈無辺〉〈充全〉〈完全〉なものである「意志」は、〈充全・完全性〉ゆえに、それ自体としては、 これにひきかえ、「……、私としては、自分が、神から、充ち充ちた・完全な意志、 もっとも充全な能力であり、また、それの類において完全な能力であるからである」(第九パラグ(4) ほかになに一つ存在しないのである……」。ここから、(1) というのは、いうまでもなく、 私の誤謬の原因では、 ない、 私が経験するのは、 デカルトは、 ないし決定の自由を、 ということである。 これほど完全な・ある 「自分は、 意志 私が神 なぜな 神が、 受け 神の どのよ から 取

〈関係〉 は、「悟性」〈それ自体〉 の中に〈のみ〉、 見いだされなくてはならないのである。 の中にも、「意志」〈それ自体〉 の中にも、 求められることが、できずに、 両者の間 o O

〈根拠〉を、「意志」能力の 右に見たように、 デカルトは、「意志」〈それ自体〉が、「判断」の「虚偽・誤謬」の「原因」でありえないこ との 〈充全性〉〈完全性〉〈無辺性〉に、 おいている。

また、これと不可分の関係にある事柄として、「判断」の「虚偽・誤謬」の しかし、このことが、 はたして、右の〈根拠〉たりうるのであろうか。 「原因」 が、 「悟性」と「意志」

の・ある 右の二点を同時に知るためには、デカルトの言う「意志」について、分析を施さなくてはならない。 〈関係〉の中に〈のみ〉、求められなければならない〈根拠〉は、どこにあるのであろうか。

は、 ている。 るばかりでなく、 るにあたり、 ただ、悟性によって私のまえにおかれたものを、断定するにあたり、ないしは否定するにあたり、 追求することができる、 (póssimus)、ないしは、 では、「意志」は、どのように規定されるのか。「……意志とは、ただ、私たちが、同じ事柄を、することができる すでに、「悟性」は、「観念しか、把握しない」、「理解する」能力と、規定された。 ない、と感ずる仕方で、 ないしは回避せざるをえない、という点にだけ、あるものにすぎない……」(第八パラグラフ。 右によってみれば、「意志」は、デカルトにあって、「追求」と「回避」との〈行動〉 してみると、デカルトが、まえに、 ないしは回避するにあたって、私たちが、なにら外部の力によっては、それへ向かって決定され また、「断定」と「否定」、 ないし回避することができる)、という点にだけ、あるものにすぎない。 しないことができる(言いかえれば、 断定せざるをえず(feråmur)、ないしは否定せざるをえず、あるいは、 「判断する能力」を呼んだものは、 すなわち、 肯定 「判断」と否定「判断」とをへつかさどる〉、 断定することができる、 実は、「意志」の能力であったのであ ないし否定することができる、 の原動力とされ 傍点は、 ないしは、 あるいは、 追求せざるをえ 引用者)。 むしろ、 追求す され て

る。

との間

〈選択の自由〉があることである。

私〉

察・第四』の・最大の難点があるのであるが、これは、 しかし、はたして、「意志」が「判断」能力であり、「判断」を〈つかさどる〉ものであろうか――。 のちに、問題・第五として扱う。

そこで、デカルトのいう「意志」を、分析すれば。

るのである。 いたが、 「意志」は、さきに、「選択する(ēlígendi)能力」と言われ、また「決定 (arbítrium) の自由」と言いかえられても 右で、その「選択・決定(dēterminátio)と、それの「自由」とが、どこに「ある」のか、が、語られてい

と言われている。 ---私が、 同じ事柄を、することができる、しないことができる、というところに、「意志」が

すなわち、〈する〉〈しないでおく〉のいずれかの「選択・決定」を〈生じさせる〉能力、〈すること〉が

へできる〉、

〈しないでおくこと〉が〈できる〉を、〈生じさせる〉能力が、「意志」能力である、とされているのである。 「選択・決定」の以前には、〈する〉〈しないでおく〉は、いずれも、〈私〉から〈等距離〉にある。それは、 私に、

しかし、私が、〈選択の自由〉の中にとどまり、〈する〉〈しないでおく〉が〈私〉から〈等距離〉にある限り、〈私〉 いずれの側にも 〈引き寄せられ〉、 しかも同時に、いずれの側にも **〈引き寄せられて、いない〉。すなわち、**

は は、〈する〉ことも、〈しないでおく〉ことも、〈できない〉のである。

は、〈することができる〉、ないし〈しないでおくことができる〉を、〈生じさせる〉もの、とされるのである。

は、〈する〉ことが〈できる(pósse)〉、ないし〈しないでおく〉ことが〈できる〉のである。それゆえ、「意志」

が破られ、

〈選択の自由〉

が消滅する時に初

両者のいずれかを「選択・決定」し、あの〈等距離〉

(unter)>、〈切り離す (scheiden)〉ことによって、つまり〈等距離〉が破られて、〈できる〉が生ずるのである。 味で、〈する〉ことと、〈しない〉こととを、〈差別する(unterscheiden)〉能力である、と言える。両者の 介間を

してみれば、「意志」とは、「選択・決定」によって、

あの

〈等距離〉を破り、〈できる〉を生じさせる、

定」)は、eléctio(「選択」)と、同義とされている。 し (scheiden))、「決定」し、「判定を下す」者の意) から、きた。そして、デカルトにあっては、arbítrium (「決 「決定 (arbitrium)」の語は、árbiter (Schiedsmann. 「裁ク者」。民事訴訟にあたって、係争当事者の是非を、

differéntia 〔「無差別」〕)は、「自由の・最低の段階」である、と言うのは、この意味である(第八パラグラフ)。(い)) かを、「選択・決定」し、〈差別〉することの中にこそ、「ある」からである。 〈選択の自由〉、「無決定」の中には、「意志」は〈ない〉。なぜなら、「意志」は、〈する〉〈しないでおく〉のい ずれ

〈選択の自由〉は、上に見たように、いまだ、「無決定」、〈無選択〉、〈無差別〉で ある。

デカルトが、「無決定

することができる、追求することができる、回避することができる、ここに、「意志」が「ある」 「意志」能力をもつ、とは、 私が、肯定判断と否定判断との間を、 あるいは、 追求と回避との間

――断定〔肯定判断〕することができる、

否定〔否定判断〕

第二。上のことは、また、こう言いかえられていた。

「選択・決定」することである。「意志」能力によって、右の「選択・決定」が生じ、「選択・決定」が生ずることに 肯定「判断」を下し、あるいは否定「判断」を下し、ないしは、追求し、あるいは回避することが、<でき

る が、〈生ずる〉。

定「判断」は、それぞれ、肯定することが〈でき〉、否定することが〈できる〉ことによって、〈生ずる〉のであり、 こうして、デカルトにあっては、 A=Bハ、真実デアル、という肯定「判断」、A=Cハ、真実デナイ、という否

という意

ては、 が「ある」――。〈なにら外部の力によっては、決定されたのでは、 定」されることが必要であって、その 「選択・決定」するのが、「意志」である。それゆえ、「意志」は、〈自由な決定〉であり、 第三。「決定の自由」については、こう言われていた。 それへ向かって決定されたのでは、ない、と、感ずる仕方で、断定……せざるをえない」ところに、「意志」 その〈できる〉が〈生ずる〉ためには、 である。 だから、「意志」は、「決定の自由」と言いかえられたのである。arbítrium(「決定」) 〈差別〉「選択・決定」は、「意志」能力にまつ、とされているのであ 肯定と否定との間が ---決定・差別・選択のさいに、「なにら外部の力によっ ない、と感ずる仕方で〉、すなわち〈自由〉に、 〈差別〉され、「選択」されて、 〈選択の自由〉ならぬ、〈自 いずれかに の語は、 一決

とは、 にによるのであるか。 られる(ímpellī)」ことであるが、(第八パラグラフ)、しかし、「自由」でありながら、「傾く」「引きずられる」は、 言いかえれば、「選択・決定」へ「引き寄せられる(férri)」のであるか。 「両側に引き寄せられる」ことでは、なく、一方の側に「傾く(prōpendêre)」ことであり、そちらに「引きず(エク) では、「意志」は、 〈自由な選択・決定〉であるにも拘らず、 なぜ、「断定……せざるをえない (fératur)」の すなわち、「意志」が、「自由」である な

「自由な決定」をも、また、「意志」をも、意味した。

あり、 なう「選択・決定」は、「意志」が、〈内部の力〉「引きずられる」ことによるものであるからこそ、〈自由〉 「外部の力」によるのでなければ、 しかし同時に、「意志」として「せざるをえない」選択・決定なのである。 そのことは、 〈内部の力〉 によるものでなくてはならない。 そして、「意志」 なもので が

それは、 その「意志」を「引きずる」〈内部の力〉 前引の行文で、「悟性によって私のまえにおかれたもの」を、「断定……するにあたって、 とは、 なにであるのか。

行

なにら外部の力

すなわち、 〈悟性による把握〉が、「意志」を「引きずる」〈内部の力〉を生み出すのである。

によっては、それへ向かって決定されたのでは、ない、と感ずる仕方で、……」と述べられていたことに、関係があ

内奥を、そのように定めてある」というところに、見る(第八パラグラフ)。(エン) 真実と善との根拠を、そちらの側に、自明的に理解している」というところに、「あるいは、 はたして、デカルトは、一方の側に「傾き」、しかも「より自由に選択する」ことの「理由」を、「私が、 神が、 私の思考作用 あるいは、

とからなる「私の思考作用の内奥」を、定めておいてある。その「思考作用の内奥」が、〈内部の力〉である――。 選択・決定」を行なうように、また、「善」として「追求」する「選択・決定」を行なうように、「悟性」と「意志」 「意志」の行なう「選択・決定」は、この〈内部の力〉によって「引きずられ」て行なわれるものであればこそ、 方では、「自由」な選択・決定でありながら、しかし、同時に他方で、「せざるをえない」選択・決定であるのであ

の場合には、「真実」と「蓍」との「根拠」)のある側(「真実」と「善」と)を、「意志」が、「真実」と肯定「判断」する

すなわち、――神は、「私が、自明的に理解している」もの、〈悟性によって「明晰・判明に把握」された事柄〉(こ

(第十八パラグラフ)。こうして、「明晰・判明な把握」は、 「明晰・判明な把握」とは、「神が、私の悟性の中に」〈おいた〉ものであり、「神が、私の悟性の中に注ぎ込んだ」(②) (②) ゚のであり(第十五バラグラフ)、「のっぴきならずに、神を造り手としてもつもの」である(第十七パラグラフ)。(スヒ) では、 その神は、「繰り返せば、欺瞞者であることが、それに背馳する・あの・この上もなく完全な存在者」である なぜ、 このように神は、「私の思考作用の内奥」を定め、〈内部の力〉をつくり出しておいてあるのか。 欺瞞者ならざる神から、 出たのであり、それゆえ、「明晰

いよいよ

お

のずから、

また、

自由に、

信じたのである」(第十パラグラフ)。(26)

判明に把握」された事柄は、「すべて、疑いもなく、 真実である」(第十七パラグラフ)。(34)

神は、 「俉性」によって「明晰 ・判明に把握」 された事柄を、「真実」 ٤ 「判断」するように

「引きずられる」よう、「私の思考作用の内奥」を定めておいてあるのである。

志」が

れる(第十二パラグラフ。傍点は、 当然、いつも必ず、意志の決定に先行すべきである、ということである……」と述べられることによって、 択・決定」する「意志」を、さらに〈決定〉するものが、 「悟性」による「明晰・判明な把握」である。このことは、 してみると、デカルトにあっては、「意志」が「判断」する場合には、「真実」である、 あることになる。「意志」を〈決定〉する・そのも 「自然の光によって明白であるのは、 という肯定「判断」を「選 悟性による把握 の は

引用者)。

す私が、まさにその・明晰に理解した事柄に無決定でなくなればなくなるほど、私は、その・明晰に理解した事柄 判明な把握) 部の力によって、判断するように、 ざるをえなかった」ことを例に、述べられている。「この・真実と判断せざるをえなかったのは、 を、「真実」と「判断」する、という経緯は、〈自分が、 このように、「意志」が、「悟性」による「明晰・判明な把握」によって から 意志の中に、 強い傾きが帰結した、というところにあったのであり、 強制されたからなのでは、なく、それの理由は、悟性の中にある・強い光 実在する〉という「明晰・判明な把握」 〈決定〉 されて、その そして、 を、 こうして、 「把握」 私が、 「真実と判断 ほ のある事柄 カゝ ますま の・外 (明晰

つも必ず、先行」し、「意志」を〈決定〉して、〈決定された意志〉が、その「把握」のある事柄を、「真実」と「判 すべて、「判断」が「真実」であるのは、「悟性」による「明晰 判明な把握」が、「意志」に、「当然

断」するように、「選択・決定」せざるをえない場合である、ということである。 「意志」は、「悟性」による「明晰・判明な把握」を〈まって初めて〉、「判断」 しているのである。

はずのデカルトは、「判断」を〈つかさどる〉ものとしての「意志」・「決定の自由」を規定することをつうじて、 が、「悟性」による「明晰・判明な把握」に、「当然、いつも必ず、先行」され、〈決定〉され、その「把握」を〈ま って初めて〉、事柄を、「真実」と「判断」する「選択・決定」を行なう、というところにある。 って思わずも、最初に、「判断」の「真実」の「原因」を、解明したことになった。その「原因」とは――「意志」 このようにしてみると、「判断」の「虚偽・誤謬」の「原因」、 〈判断能力の・私による誤用〉 を「探 索」してい た

決定」も〈なく〉、それゆえ、「判断」は〈なく〉、「判断」のないところに、「判断」の「虚偽・誤謬」は、存在しな がって、〈無決定〉とは、「意志」が〈ない〉ことであり、そして、この時には、「意志」による・「判断」の「選択・ が どまる――というところにある。 因」とは――「悟性」による「明晰・判明な把握」が . からである。「無決定」は、「ただ、 なぜなら、 さらにまた、 〈無存在〉の場合には、 あの デカルトは、「判断」の「虚偽・誤謬」を犯さない「原因」をも、 〈内部の力〉が働かず、すなわち、「意志」を〈決定〉すべき・「悟性」による 〈無決定〉があるのみであり、しかるに、「意志」は、「決定の自由」なのであって、した 認識における欠陥、 〈無存在〉の場合には、「意志」が、「無決定」〈無判断〉にと ないし認識における無存在 (negátio. 气明晰・判明な把握」 解明したことになった。 「明晰・ 判明な把握 その 「原

無存在し

を、

証拠だてるものにすぎない」。(第八バラグラフ)。(タン)

ところで、「判断」の 「真実」の 「原因」は、 「意志」 が、「悟性」を〈まって〉、 判断することで あ り 判断」

「虚偽・誤謬」を犯さぬことの「原因」もまた、「意志」が 「悟性」を〈まつ〉ところにある。

この・二つの事柄は、「意志」の〈無辺〉と、「悟性」の「有限」とにかかわらせて言えば、 〈無辺〉

〈範囲内に局限〉して、「悟性」の〈限界〉を越え出ない

――ということである。

介無

「意志」

自らを、「有限」な「悟性」の

これが、まず、「判断」の「真実」の「原因」と、「虚偽・誤謬」を犯さぬことの「原因」とであり、それは、

辺 の「意志」と、「有限」な「悟性」との間の・ある〈緊張関係〉 ルトの言う〈意志と悟性との間の競り合い〉とは、一つには、 である。 これである。

デ

カ

そして、ここから、 つぎのことが出てくる。

繰り返せば、「意志」が、自らを、「悟性」の

断」の「選択・決定」は、いつも「真実」である。 な把握」を〈まち〉、それによって、「当然、いつも必ず、 先行」され、〈決定〉 される場合には、「意志」 が下す「判

〈範囲内に局限〉

Ļ す

なわち、「悟性」

による

「明晰

判明

第二。「意志」が、自らを「悟性」の いつも必ず、先行」すべき「明晰・判明な把握」が「無存在」である場合には、「意志」にとっては、「無決定」 〈範囲内に局限〉 し、「悟性」による 明晰・ 判明な把握」 を 〈まてば〉、「当

があるのみであり、 「意志」が、「虚偽・誤謬」の「判断」を下すことは、 したがって、「意志」が、「虚偽・誤謬」の ありえないのである。 「判断」を、「選択・決定」することは、 ありえない。

識に基づくものであるから、 第三。「無決定」とは、 「明晰・判明な把握」が、「確実な・そして疑うことのできない したがって、「無決定」は、これまで「真実である、と心から信じてい ,根拠」 が、 た事柄すべて」 ない、 という認

ぞけさせる力をもつものである。(第十一パラグラフ)。 にたいして、「疑い」を生じさせるものであり、 それゆえ、 そうした事柄すべてをも、「まったく虚偽である」としり

する場合を指して、「意志」すなわち「自由な決定」の の〕自由」が、〈よく行使された〉と言う。 ところが、デカルトは、上に見たように、「意志」が、「悟性」による「明晰・判明な把握」を (第十五パラグラフ)。 〈正しい行使〉(第十二パラグラフ)と呼び、(※) あるいは、「〔決定 へまって〉

しかし、ここに、問題がある。

る。 「自由」であることであり、 「悟性」による「明晰・判明な把握」に発する〈内部の力〉によってのみ、生ずるのであって、それが、「決定」が 問題・第三。右に分析したとおり、「意志」の「自由な決定」の中には、当然、「自由な決定」の〈正しい・よい行 なぜなら、「意志」の「自由」な決定・選択による「判断」は、「当然、いつも必ず、悟性に先行され」、すなわち、 したがって、「自由な決定」が、〈正しくなく、悪しく行使〉されることは、デカルトの立論からしても、ありえ が含まれているのであって、デカルトが、あらためて、〈正しい・よい行使〉を言うのは、 かつ同時に、「決定の自由」が、直ちに〈正しく、よく行使〉されたことであるからであ 同義反覆である

ぎに見るように、「悟性」による「明晰・判明な把握」が「無存在」であるのに、「意志」が、それに「決定」されず くなく、 問題・第四。 悪しく行使される〉・ある〈自由〉---にも拘らず、 デカルトが、ここで、「決定の自由」が〈正しく、よく行使される〉と言うのは、 「決定の自由」では、 ない――を考えているからである。 それは、 企し

ないのである。

に その 「把握」 〈自由〉は、 のない事柄を、「真実」と「判断」 これまでに見た「決定の自由」では、 して、「虚偽・誤謬」を犯す場合の ない。それは、「明晰・判明な把握」 〈自由〉 である。

決定」にも、拘束されずに「判断」する、という意味での〈自由〉である。しかし、これは、「意志」の 〈充全性〉〈完全性〉 が、「悟性」の 〈範囲内に局限〉されない、ということなのであり、そして、そこにこそ、「判 〈無辺性〉 無

してみると、 デカルトは、「意志」は、 〈無辺〉〈充全〉 〈完全〉 な能力であ る か 5 判 断 の 「虚 偽 誤

断」の「虚偽・誤謬」の「原因」があるのである。

る 因」では、ない、としていたが、実は、それの逆であることが、 デカルト自身によって、言われることになるのであ 「原

うところに、ある。 行」されて、このように「把握」された事柄を、「真実」とする「判断」を、「選択・決定」「せざるをえない」、とい 「意志」が、〈内部の力〉、すなわち「悟性」による、「明晰・判明な把握」に、〈決定〉され、「当然、 あるのみであって、 そしてまた、「意志」が「悟性」の〈範囲内〉 上に、「判断」の「真実」の「原因」と、「虚偽・誤謬」が犯されない「原因」とを、見た。 一言でいえば、「意志」が、「悟性」の 少なくとも、「意志」が、「虚偽・誤謬」を「選択・決定」することは、 にとどまれば、「明晰・判明な把握」 〈範囲内〉にとどまるところに、 が無存在の場合には、 ある。 繰り返せば、 いつも必ず、 前者は、 先

な能力であるゆえに、「有限」な「悟性」の 〈範囲〉を逸脱し、〈越え出る〉ところに、ある、 と考える。これが、

トは、求めていた・「判断」の「虚偽・誤謬」の「原因」は、「意志」が、

ここから、デ

カル

要は、「意志」が、「悟性」の〈範囲〉を逸脱しないことである、

私

〈無辺〉〈充全〉

〈完全〉

ありえない。

る」(第九パラグラフ)。 (窒)

による の中にあったのである。 カルトは、 〈判断能力の誤用〉 言っている。「では、 なのであり、はじめに言われていたように、 いったい、私の誤謬は、どのような根拠 それは、 (原因) から、生まれてくるのであるか。 〈意志と悟性との競り合い〉の Q

偽・誤謬」の「原因」がある――。この時、「私の理解していない事柄にたいしては、意志は、無決定であるに 「明晰・判明な把握」が〈無存在〉であるにも拘らず、事柄を「真実」と「判断」させるところに、「判断」の「虚 (第九パラグラフ)。すなわち――「私」が、〈無辺〉な「意志」に、「有限」な「悟性」の 内部に引きとどめず、意志を、私の理解していない事柄にまでも、 いうまでもなく、 それは、意志の範囲が、悟性のそれよりも広いのであるから、 拡げる、という・この一事に基づくのである」 私が、意志を、 〈範囲〉を 悟性とおなじ限界の 〈越えさせ〉、

らず、意志は、たやすく、真実なものと善なものとを逸れ、そして、こうして、私は、虚偽を犯し、罪を犯すのであ

「私」と「意志」と「悟性」との〈関係〉で、「虚偽・誤謬」の「原因」を、語っていることである。「……私が、意 志を、悟性とおなじ限界内部に引きとどめず、(nōn…contíneō)、意志を、私の理解していない事柄に まで も、 しかしここで、 注意しなくてはならないのは、 デカ ルトが、 〈意志と悟性との競り合い〉 と言い な が 5 実は、 拡

てまた、「判断」にあたって「虚偽・誤謬」を犯さない「原因」(すなわち、「悟性」による「明晰・判 してみると、「判断」の「真実」をえる「原因」(すなわち、「意志」が、「悟性」による「明晰・ いつも必ず先行」され、その「把握」を〈まって初めて〉、事柄を、「真実」と「判断」すること)も、 判明な把握」 明な把握」 Ę が

る (éxtendō)······」。

〈無存在〉 の場合には、「意志」が、「無決定」〈無判断〉にとどまること)も、 また、 すべて、 実は、 「私」

が、

意

志」を、「悟性」の こうして、「判断」 〈範囲内〉に「引きとどめる」ところにあることになる。

ったのである。 なかった。それは、「悟性」をめぐる・「私」と「意志」との間の の「真実」と「虚偽・誤謬」との「原因」は、〈意志と悟性との間の競り合い〉にあるのでは、 〈緊張関係〉ないし〈弛緩関係〉 にあることに な

る」のは、いったい、どういう「能力」によるのであるか、言いかえれば、「私」は、どういう「能力」によって、 「意志」を〈統御〉し、あるいは、〈統御〉しないのであるか。 しかし、では、「私」が、「意志」を、「悟性」の 〈範囲内〉 に 「引きとどめ」、 あるいは、 その 〈範囲外〉 ΙC 「拡げ

では、 その能力は、言うまでもなく、もはや、「意志」の能力では、ないはずである。 いかなる「能力」であるのか。デカルトは、なに一つ、示してはいない。

〈関係〉について語っている以上、デカルトとしては、当然、右の「能力」がなにであるか、を、示すべきである。 のちに、問題・第五で述べるように、デカルトとしては、『省察・第一』『第三』で自ら示したところにしたがって、 しかし、「判断」の「真実」と「虚偽・誤謬」との「原因」の「認識」を求めて、「悟性」と「意志」と「私」との

「意志」を、基本的には「欲求」と考えるべきであったのであり、したがって、「判断」を〈つかさどる〉 「意志」では、なく、「悟性」である、とすべきであった。 ものを、

〈範囲内〉に「引きとどめる」能力、 そしてまた、 本稿 次節 四 3で示すとおり、 言いかえれば、「悟性」に、 デカルトは、 あの「一般的指針」を〈守らせる〉能力として、「欲 「判断」する「悟性」を、 「明晰 判明な把握」

に 求」としての「意志」に さらにまた、 「一般的指針」を 「明晰 判明な把握」 デカルトとしては、〈自由意志〉が存在しない時、「欲求」としての「意志」が、「判断」する 〈守らせない〉ところに、「判断」の「虚偽・誤謬」の「原因」がある、とすべきであった。 の 〈超越〉 〈範囲外〉にまで「拡げる」ところに、すなわち、「欲求」としての「意志」が、 しうる「能力」である〈自由意志〉について、 語るべきであった。 「悟性」 「悟性」

しかし、 これまでの・デカルトの論旨は、 つぎのところにある。 ----「意志」は、 〈無辺〉 の能・ 力で あ Ó 「悟性」

は、「有限」な能力である。ために、 両者の「範囲」、「限界」は、不一致である。

におけば、 ある事柄を、「意志」に、「真実」と「判断」させれば、 そこで、第一に、「私」が、「意志」を、「悟性」の〈範囲内〉に「引きとどめて」、 第二に、その「把握」が無存在である場合には、やはり、「私」が、「意志」を「引きとどめて」、「無決定」の状態 させるのであれば、 言いかえれば、 すなわち、「悟性」による「明晰・判明な把握」がある時にのみ、「私」が、その「把握」 〈判断を下すのを、控えさせれば〉、「意志」は、少なくとも、「虚偽・誤謬」を〈避ける〉 それが、「判断」の「真実」の 両者の 「原因」である。 「範囲」「限界」を 合

の 明な把握」に基づかずに、 げる」のであれば、 そして、第三に、「私」が、「意志」を、「悟性」の の 言いかえれば、「私」が、両者の 「原因」 事柄を、「真実」と「判断」する「選択・決定」を行なわせるのであれば、それが である――。 〈範囲内〉〈限界内〉に「引きとどめず」、その 〈範囲〉を〈合致〉させず、 すなわち、「意志」に、「明晰 〈範囲外〉 「判断」 に 「拡 判

ことができる。

このようにして、 デカルト にとっては、『省察・第四』 の冒頭で志した「認識」、「判断」の 「真実」と「虚偽・誤

これが、第四日目の省察の成果の一つである。謬」との「原因」の「認識」が、えられたのである。

そして、右の 「認識」 から、 成果の・いま一つのものがえられる。これは、『省察・第四』 の結論として述べられ

にに気をつけなければならないか」(第十七パラグラフ)、言いかえれば、「判断」の「虚偽・誤謬」を〈避ける〉(※) 「真実」を「判断」するための「方法」の「認識」である。第二に、「けっして虚偽を犯さぬようにするためには、 それは、第一に、「真実に到達するため」の「方法(módus)」の「認識」であり(第十七パラグラフ)、(3) すな わち、 な

「方法」の「認識」である。

の「原因」の「認識」と、「虚偽・誤謬」を犯さないことの「原因」の「認識」とから、導き出される。 すなわち、第一のための「方法」は、「決定すべきものすべての・自明な把握に、まつ」という「方法」である(35) この・二つの「方法」の「認識」は当然、 すでにえられた「認識」―― 「判断」の「真実」と、「虚偽 ع

十六パラグラフ)。 第

に〈引きとどめ〉「意志」に、「悟性」による「明晰・判明な把握」を〈まって〉、「判断」を行なわせ、「明晰 デカルトの・これまでの立論に即して言えば、右の・第一の「方法」は、「私」が、「意志」を「悟性」の デカルトは、もはや、ここでは、「判断」するのは、「意志」では、なく、「私」である、としているのであるから、 〈範囲

な把握」にのみ基づいて、事柄を「真実」と「判断」させる、という「方法」であることになる。

第二のための「方法」は、「なにが真実であるのか、を、私が充分に明晰・判明には、

33

把握してい ない場合には、

私が想い起こす……」(第十六バラグラフ)、という「方法」である。すなわち、「悟性」による「明晰・判明な把握 バラグラフ)、「事柄の真実〔把握〕が明快でない時には、いつも、判断を下すのを、控えるべきである、 ついては、けっして、 私が、 判断を下すのを、控える」(第十二パラグラフ)、「自分が明晰・判明には理解してい なかった事柄 判断しては、ならぬ」、ということを、〈私が、けっして、忘れない〉、という「方法」(第十五 ということを、

15 〈無存在〉である場合には、「私」が、「意志」に、「判断」を下すのを、〈控えさせる〉という「方法」であること

それ

合して言えば、「私」が、「意志」を、「悟性」の<範囲内>に「引きとどめ」る、という方法であり、「私」が、 つも必ず〉、「意志」に、「悟性」を「先行」させる、という方法である。 右の・二つの「方法」は、「真実」に到達し、あるいは、少なくとも「虚偽・誤謬」を犯さぬ方法であり、

明に意志に示される事柄にだけ、 はたして、こう言われている。「……判断を下すにあたって、私が、意志を引きとどめて、 意志が拡がるようにする時には、 いつも、 私が誤謬を犯すことは、 悟性によっ けっして生じな て明 判

い……」(第十七パラグラフ)。

ところで、以上に分析してきたところに、 問題がある。

問題・第五。 カルトは、「意志」 まず、「判断」を〈つかさどる〉のが、 が、「判断」を〈つかさどる〉とする〈根拠〉を、なに一つ、示しては、 はたして、「意志」であるか、どうか、である。 いない。

たことと対になっているのである。 カルトが、「意志」が、「判断」を〈つかさどる〉とすることは、「悟性」は、「観念だけを、把握する」と規定し

しかし、「悟性」は、 また、「理解」もするもの、とされて、「悟性」の規定が、 あいまいになっていることは、 す

でに見たとおりである。 「意志」の規定についても、 デカルトには、 充分な 〈根拠〉 があって、「意志」が、「判断」を へつかさどる>

いるのであろうか

いったい、「意志」が「判断」を〈つかさどる〉ものとされてきたか、どうか、を見なくてはならない。 そこで、第一に、これまでの「省察」にあって、「意志」が、どのようなものと考えられてきたのか、 そしてまた

ゆるぎないもの、うつろい去らぬものを、うち立てたい、と欲求する(cúpere)のであれば、……」と述べられ バラグラフ)、同じ趣意で、「私が、……ある・確実なものを、見いだそう、と意志する(vélle)のであれば、 まず、デカルトは、「意志」と「欲求」とを、同一視している。このことは、『省察・第一』で、「私が、……ある

としての「意志」である。 確かに、この・「欲求」としての「意志」である。「追求」と「回避」との デ カル トが『省察・第四』で、「意志」の機能として規定しているうち、「追求」と「回避」とを生じさせるものは、 〈行動〉 の原動力は、それぞれの「欲求_

と言われている(第十パラグラフ)ことによって、

知られる。

求」の「欲求」としての「意志」(真実な・確実な知の追求の欲求としての意志)が、『省察』全体を貫く「追求」 『省祭・第一』について言えば、「ゆるぎないもの」「確実なもの」を、「うち立てたい」「見いだそう」とする・「追

〈行為〉の原動力である。「意志」とは、〈行為ヲ生ミ出ス〉ものであるからである。 ところで、『省察・第三』について、 ホブズの「反論・第六」とデカルトの「回答」とが取り上げ ć る例につい

てみれば、近づいてくる獅子が、第一に自分に危害を加える、と「判断」され、第二に、その「判断」から、

められているか、どうか、を見てみなくてはならない。

21 て第四に、その・「逃避」の「欲求」「意志」から、「逃避」の〈行動〉が、生まれる。 〈感情・情念〉 が、発し、 第三に、その 〈感情・情念〉 から、「逃避」の 「欲求」ないし「意志」が、 生じ、

この場合に、「判断」するのが、「欲求」「意志」である、とすれば、「欲求」「意志」は、「判断」し、 〈行動〉を生む、という・二つの・ことなった働きを〈つかさどる〉ことになる。 かつ「逃避」

それゆえ、これまでに、「欲求」「意志」が、「判断」をも〈つかさどる〉、ということが、デカルト自身によって認

ない、というわけでは、ない……」(第六パラグラフ)。(optâre)は、<ヨク秤量サレ、思案サレタ願望〉であるが、こ(タ) こでは、「意志」と同義されている。 可能な〕事柄を願うことはできるにせよ、だからといって、その事柄を、私が願う(optāre)ということが、 の理由として、こう述べていた。「……私が、よこしまな事柄を願うことはできるにせよ、けっして存在しない〔不 すでに知ったように、デカルトは、『省察・第三』で、「意志」にあっても、「虚偽」を心配するには及ばないこと 真実で

働く、とされているのである。 右によってみると、デカルトにあっては、「意志」は、事柄の正・邪、可能・不可能の「判断」から、〈独立して〉

とされたのであった。 こうして、意志は、虚偽を犯さぬ、という立論を成り立たせるために、「意志」は、「判断」を〈つかさどらない〉、 しかし、〈独立して〉働く、という・このことは、「意志」が、正・邪、可能・不可能の「判断」を、 **〈ない〉**、 すなわち、「意志」は、「判断」を〈つかさどる〉ものでは〈ない〉、 ということにほかならない。 行なうもので

なるほど、「意志」「欲求」は、 〈感情・情念〉 によって 〈決定〉 されるのであるから、 「悟性」が、 v か ıζ Œ.

不可能をも、 意味していたのである。 することは、「意志」 可能 したデカルトが、「意志」は、「虚偽」を犯さない、としている立論は、 不可能を 「願い」「意志」することがある。 「明晰 が、 「判断」を〈つかさどる〉ものでは、〈ない〉ということを、 判明に把握」 したにしても、 したがって、『省察・第一』 それによっては、 にあって、「欲求」と「意志」とを 〈決定〉 認められるが、しかし、 されず、 デカルトが認めていることを、 それゆ その立論 之 私 は 同 釆

いつも必ず、 さどる〉ものは、 であるとすれば、「悟性」による「明晰 つぎに、 しかし、「意志」が、「判断」 第二に、『省察・第四』 意志に先行すべきである」とされていた。 なになのか。 を それは、 へつかさどらない〉、 の立論自身にしたがってみると、「悟性」による もはや、「悟性」でなくてはならない。 ・判明な把握」 とすれば、 が 〈無存在〉 事柄の正 である場合には、「無決定」 邪 可能 「明晰 不可 判明な把握」 能の が 判 :あるの 断 が、 を み 「当然、 へつか

い」、「私の理解していない事柄にたいしては、 してみれば、「意志」が「無決定」である、とは、実は、「意志」が しかるに、「意志」は、「決定の自由」にほかならず、「選択・決定」の中にしか、 デカルトは、「無決定は、 ただ、 認識における欠陥、 意志は、 無決定であるにも拘らず……」、と言っていた。 ないし認識における無存在を、 **〈ない〉ことである。** ない。 証拠だてるも に

しかし、 なお、「虚偽・誤謬」の このようにして、「悟性」による「明晰 「判断」 が下されていることは、 ・判明な把握」 やはり、「判断」を〈つかさどる〉 が 〈無存在〉 であり、「意志」 が も の **〈ない〉** が、 「意志」 にも拘

らず、

とは別のもの、 右のことは、 また、 「悟性」 「判断」する「意志」 であることの証左ではあるまい が、 「悟性」の カュ 〈範囲〉 を 〈越え出る〉ことが、 「虚偽

誤謬」

「原因」

である

ある。

しかし、

である、 なぜなら、〈越え出る〉とは、「明晰・判明な把握」がないのにも拘らず、「意志」が とする・デカルトの立論が、 成立しえない、 ということでもある。 「判断」 することで あ

上に見たように、こうした場合には、「無決定」があるのみであり、

したがって、「意志」は〈ない〉

「明晰 ・判明な把握」 デカルトは、 が無存在でも、「意志」は、「判断」するのであり、すなわち、「悟性」の 言うかも知れない、 ——意志 (判断)の能力は、〈無辺〉 である。 〈無辺〉 〈範囲〉 であ を逸脱するの る か

定」の能力であって「明晰・判明な把握」のある事柄を「真実」と「判断」するように、 「明晰・判明な把握」をまたずに、つまり、みだりに、 だがしか 定めておいてある」・その Ļ 意志能力とは、 みだりに、 〈内部の力〉によって、判断「せざるをえ」なくて、判断する能力である。 判断する能力では、 判断することは、実は、「判断」では、 ない。 デカルト自身によっても、 神が、「私の思考作用の内 なく、 それ は つぎの問題 自 由 な決

れる、という「意志」の性格からすれば、「意志」が、単独で〈憶測・推量〉をすることは、 立たず、「判断」を〈つかさどる〉 第六に見るように、〈憶測・推量〉であるにすぎない。 すなわち、デカルトは、「悟性」が、「明晰・判明な把握」を行なうことを、 以上の吟味に照らすならば、「意志」が それゆえ、「判断」する「意志」が、「悟性」の しかし、上に繰り返して述べたように、「意志」が「意志」である限り、「悟性」によって「いつも必ず」〈決定〉さ のは、「悟性」である、としなければならないように、 「判断」を〈つかさどる〉とする規定は、 〈範囲〉 を 〈越え出る〉、という立論は、成立しえないのであ 認めている。 デカルト自身によっても、 思われ その「悟性」 ありえない。 が、 また、

が、

を犯すことがあるのである。

「判断」をも〈つかさどる〉のではないのか。 すなわち、つぎのように考えるべきである---。 〈憶測・推量〉 を行なうのも、 また、 「悟性」 ではない の

力〉に引きずられて、「真実」と「判断」することもある。また「一般的指針」を〈守らずに〉、〈明晰・判明 してしりぞけることもあるのである。 いは、「明晰・判明な把握」がないゆえに、「無決定」にとどまり、ないしは、〈真実と思われた〉事柄を、「虚偽」と る把握〉しかない事柄・〈憶測・推量〉を、 「悟性」は、 あの「一般的指針」を〈守って〉、「明晰・判明に把握」された事柄を、 あえて「真実」と「判断」して、「虚偽・誤謬」を犯すこともある。 その 「把握」に基づく 〈内部の ならざ ある

うに――、真実を知ろうとする・〈私〉の〈自由意志〉であって、それの背後には、真実への愛という〈情念〉 「一般的指針」を〈守らず〉、〈明晰・判明ならざる把握〉 る。逆に、〈自由意志〉が存在しない時、「悟性」は、 「虚偽」としてしりぞけさせるのが、――デカルトは、語るべくして語らないが、本稿・次節・四 そして、「悟性」に、「一般方針」を〈守らせ〉、ないしは、「無決定」にとどまらせ、 他の 〈憶測・推量〉を、「真実」と「判断」して、「虚偽・誤謬」 〈情念〉に発する「欲求」としての「意志」に動かされて、 ない しは、 ---3に述べる 〈憶測 推 事 ょ を

に、求められるべきであるように、思われる---。 〈つかさどる〉「悟性」をめぐる・「欲求」としての「意志」と、〈自由意志〉との間の「競り合い」〈緊張関係〉 こうして、「判断」の「真実」と、「虚偽」と、そして「虚偽」を犯さぬこととの、「原因」は、 実は、

問題・第六。デカルトは、 ……私が断定なり否定なりをしてしまえば、その時には、 言っている。「ところで、なにが真実なもので ある 私は、 か を 決定の自由を、 私が充分に明晰 正しく行使し 判明には 39

把握していない場合、

ものであるからである。

ろが、 ては、 他方の側を尊重すれば、偶然に、 いないことになる。そして、 私を虚偽である側へ振り向けることがあれば、 私は真実にぶつかるとしても、 ……」(第十二パラグラフ)。 明らかに、 私は虚偽を犯す。 ع ت

よる 「否定」があることは、 る。また、「決定の自由を、正しく行使しては、いない」ということも、ありえない。「決定の自由」は、「悟性」に この場合には、 「明晰・判明な把握」がある場合にのみ、 「明晰・判明な把握」は ない。 なぜなら、この場合には、「意志」も〈なく〉、「判断」も〈ない〉はずであるからであ 〈無存在〉であるのであるから、デカルトの言うのとはことなって、 ありうるのであり、そして、それは、つねに、〈正しく行使される〉 断定

が、 それゆえ、 や、それどころか、デカルトは、 のちに現われてくる 私は真実にぶつかる」という・デカルトの表現に思わずも、 この時、 「判断」と思われるものは、 〈経験〉に、「偶然に」〈合致〉するのが、 明白に、「そうらしい、という憶測(conjectûra)が、いくら私を一方の側に引 実は、 〈憶測・推量〉 「偶然に、 語られている。〈経験〉に基づく〈憶測 であるにすぎない。 真実にぶつかる」ことである。 事実、 このことは、 推量〉 「偶

れば、「意志」は 私を「引き寄せる」のは、いまは、「明晰・判明な把握」では、 〈なく〉、「判断」は〈ない〉。 あるのは、まさに「憶測」〈推量〉にすぎないのである。 ない。そして、 その時には、 デカルト の 立 によ

き寄せるにしても……」と言っている(第十一パラグラフ)。

と言われるものである(ホブズ)。 の過誤であるが、それは、「虚偽(fálsum/fálsitās)」と呼ばれるべきものでは、なく、それこそが、「誤謬(érror)」 〈経験〉 に基づく〈憶測・推量〉 が、のちに現われてくる〈経験〉に〈合致しない〉ことが、〈憶測

「虚偽」「真実」は、 〈語の連結〉 を用いる「判断」 にかかわるものであるのにたいして、「誤謬」は、 〈憶測 推量〉 れるのである。

もって、「明晰・判明な把握」と〈思い違い〉をし、この が :犯すものである。そして、〈憶測・推量〉は、「悟性」が 〈明晰・判明ならざる把握〉 〈つかさどる〉ものであり、 「悟性」 しかない事 は、 〈憶測 柄を、 「真実」と

を

判断」して、「虚偽」を犯すのである、と考えなくてはならない。

デカルトは、「判断」について、「虚偽」と「誤謬」とを、 同義に用いているが、 これは、 区別されるべき事柄であ

区切られていない」としていた。

問題・第七。

デカルトは、「意志」の能力を、

〈無辺〉

である、としていた。「意志が、

どのような境界によっても、

る。

しかし、はたして、「判断」する能力としての「意志」は、 〈無辺〉 であるのであるか。

ち、「意志」は、「当然、いつも必ず、悟性に先行」されるのであるから、「意志」は、「悟性」によって、〈制約〉 「意志」が、「悟性」に 〈制約〉されずに、みだりに判断するものでないことは、すでに見たとおりである。

すなわ

ಶ

できないことになる。 してみれば、「判断」する能力としての「意志」が、 〈無辺〉 の能力である、とすることは、 デカルト自身によって、

的には、「欲求」である。「意志」は、「欲求」としては、〈無辺〉であるのである。 いものである、という意味で、〈無辺〉であるならば、その「意志」は、 『省察・第三』によって知ったように、「意志」が、「悟性」による・正・邪、 〈願望〉 可能・不可能の である。 しかし、 「判断」に左右されな

れ 「欲求」である「意志」は、 る。 しかし、「判断」する能力としての「意志」が、〈無辺〉である、 不可能事さえ〈願望〉の対象にする、という意味では、 とすることは、 〈無辺〉 デカルト自身によって、 であることは、

でき

3

A—Τ.

VII.

13-22.

ない デカルトは、「意志」を、 のである。

その・「欲求」としての「意志」を、 根拠もなく、「判断」 する能力としてしまったのである。

〈無辺〉

の能力と言う時には、

「欲求」としての「意志」を考えているのであり、

- 1 A-T. VII. p. 56, 11. 11-15.
- 2 A-T. VII. p. 56, 11. 15——18.
- 3 4 A—T. A—T. VII. VII. p. 56, 11. p. 37, 11. p. 57, 11.
- 7 6 A—T. A-TVII. VII. Þ. ŗ. 60, II. 56, II. 18-11-12 __20.
- 8 A—T. VII. ŗ. 58, 11. 18—19.
- $\widehat{10}$ 9 A-TA-T. VII. p. VII. Þ. 56, 11. 57, 11. 26-30.
- $\widehat{\mathbb{I}}$ A-T. VII. ņ 57, 1. 1.

A-T.

VII.

Ö

57, 11.

14---15.

- 13 12 A—T. VII. p. 60, II. 20-21
- 13 14 VII. VII. Ģ 57, 11. 58, 11. 14-17. -27
- 16 A-T. VII. p. 58, E Š φ

Þ

VII. p. VII. ņ 58, 1. 7. 57, Ξ 27

Α<u>-</u>Τ.

42

しかし、

デカルト『省察』の Paralogismen · · · · Ⅱ(1)

Λ—T.

VII.

62, II.

VII.

62, II.

- - 34
 - 33 32
 - - A-T
 - VII. VII.
 - VII.

 - ŗ

A—T.

- - p.

 - 61, 1. 8.
- A-T. VII.
- A-T.
- VII. Þ. 58, 11. 20——23.

31

30 29

A—T. A—T. A—T. A-T. A-T

VII.

Þ Ġ

59, 1. 31.

28

VII.

59. 11. 19—27.

27 26

VII. VII. p.

· р. .

58, 11. 58, 1.

5—10.

30—p. 59, 1. 4.

25 24 23

VII. VII.

·. р. ,

62, II.

19

p. 62, 11.

VII. p. 60, 11.

22 21

VII. p.

62, 11. 61, II.

VII.

12-14

VII.

9—p. 58,

Ø

- VII. غ غ 23-25.
- 58, II. 62, II. 62, II.
- VII. ن ن ن ن 61, ll. 59, 11. 15-17 28---29

61, II.

-29

- 21
- (\(\frac{1}{4}\)) A—T. VII. p. 17, II.
 (\(\frac{1}{2}\)) A—T. VII. p. 22. II.
- (\(\frac{1}{4}\)) A—T. VII. p. 22, ll.
- (4) A—T. VII. p. 37, ll. 18—20. (4) A—T. VII. p. 59, l. 28—p. 60, l. 3
-) A—T. VII. p. 59, ll. 19——20.

四---3 〈自由意志〉の問題

囲〉に、〈合致〉させることである。また、少なくとも、虚偽を犯さない「原因」、あるいは、「方法」は、「私」が、 が、 本稿・前節に見たように、デカルトによれば、 判断にあたって、意志を、引きとどめて」、「意志」の〈範囲〉を、「悟性」による「明晰・判明な把握」の 判断の「真実」の「原因」、あるいは、それをえる「方法」は、「私 俞範

との競り合い」の中にあるのでは、なく、 こうして、判断の「真実」の「原因」、虚偽を犯さない「原因」は、デカルトの言うのとことなって、「意志と悟性 実は、「悟性」の「有限」をめぐる・「私」と、〈無辺〉な「意志」との間

〈緊張関係〉にあることになる。

「意志」に、判断を下すのを、「控え」させるところにある。

させること、――一言でいって、「私」が、「意志」を〈統御〉すること――は、「私」の中の・どのような「能力」 によるのであるか。 では、「判断」する「意志」を、「私」が 「引きとどめ」、あるいは、「私」が、「意志」に、「判断」するのを 「控え」

本稿・前節でふれたように、デカルトは、この点について、語るべくして、なに一つ、語っていないが、 しかし、

デ 能力について、述べなくてはならなかったはずである。 カ ルトとしては、 右のように言いうるためには、 当然、 自らのいう・「判断」する「意志」では、なく、〈自由意志〉

である 「爽実」と「判断」させ、あるいは、右の「把握」が〈無存在〉の場合には、〈自由意志〉 無判断」にとどまらせ、 〈統御〉する。 「意志」に動かされて、「悟性」が、 真実への愛の情念に発する 本稿・前節の問題・第五に記したように、 そして、あるいは、「悟性」自らが「明晰・判明に把握」した事柄のみを、 あるいは、〈明晰・判明ならざる把握〉を、「悟性」に、「虚偽」として、しりぞけさせるの 〈自由意志〉が、その「悟性」を「引きとどめ」、「一般的指針」を 自らが 〈明晰・判明には把握しなかった〉事柄をも、「真実」と「判断」 真実への愛以外の 〈情念〉 から発する・ が、「悟性」を、「無決定」 〈自由意志〉 「欲求」として が、「悟性」に 〈守る〉ように、

求」としての「意志」)にたいして、〈超越〉 この 〈自由意志〉の能力を考えるのでなければ、 〈自由意志〉は、 〈真実への愛〉という〈情念〉 の立場にあるものである。 デカルトの言う「意志」(実は「悟性」)を、「私」が から発するものであるが、 別の 〈情念〉 から出る「意志」(「欲 「引きとど

める」、「控える」ということは、 理解することが、 まったく、 できない。

「観念」を「把握」するのみでなく、事柄を〈思考〉 つぎのように言わなくてはならない。

判明ならざる把握〉 判明な把握」 「悟性」の〈つかさどる〉ところである。そしてまた、「悟性」は、 のある事柄を、「真実」と、「判断」することがあり、 しかない事柄を、「真実」と「判断」して、「虚偽」を犯すことがある。 あるいは、 あるいは、「一般的指針」 「一般的指針」を〈守らず〉、 を 〈守って〉、「明晰 〈明晰

する、

という意味で、

「理解」

「認識」

し「把握」するのも、

である。

て、「一般的指針」を〈守らぬ〉のを「引きとどめ」、「悟性」に、少なくとも、「虚偽」の「判断」を、避けさせるの て〉、「真実」な「判断」をえさせ、あるいは、「悟性」が、他の〈情念〉から生ずる「欲求としての意志」に屈服し そして、〈自由意志〉は、〈真実な知〉への〈情念〉から発し、あるいは、「悟性」に、「一般的指針」を〈守らせ

四 〈無辺〉 『方法』による・神への復帰と、〈自由意志〉(『省察・第四』第十五パラグラフ) の「意志」による「虚偽・誤謬」は、 〈神からの・私の自由〉を語る

デカルトは、 第十五パラグラフで、こう語っている。

った・ある事柄に、同意する……」というところにある。そこには、「明晰・判明な把握」が存在しない。それゆえ、 |判断の「虚偽・誤謬」の「原因」は、〈私〉が、「神が、私の悟性の中に、明晰・判明な把握を、 おきはしなか

「虚偽」は、「無存在」である。

るべからざる目的に出たものである。それゆえ、「無存在」としての「虚偽」は、「原因としての神のせいにされる」 ・しかし、神が、「私の悟性の中に、 明晰・判明な把握を、

おきはしなかった」ということは、

神のうか

が い知

よる「明晰・判明な把握」の〈範囲〉を逸脱して、「判断」の「虚偽・誤謬」を犯す・「意志」の「自由」は、「いう -また、〈無辺〉な「意志」を与えた・神の目的もまた、うかがい知るべからざるもので ある以上、「悟性」に

それゆえ、「私が、その自由をよく行使しないこと、すなわち、自分が正しく理解してはいない事柄について、 神の中にある不完全性では、ない」。

私が判断してしまうことが、疑いもなく、 すでに知ったとおなじく、デカルトは、ここでも、〈神の・うかがい知るべからざる目的〉によって、 私の中にある不完全性である……」。

判断の

虚

ところが、デカルトは、ここで、「……私が、その働き〔判断する、という働き〕を、ひきおこすことができること

偽・誤謬」の「原因」を、ひたすら「私」に帰しているのである。

こそ、ひきおこすことができない場合にくらべて、私の中にある・幾分大きな完全性である…」と言っている。この ---「判断」する「意志」の力がなくては、「判断」する、という「働き」は、することができない。

したがっ

て、「意志」の力によって、「判断」する「働き」が「できる」ことは、その間に「虚偽・誤謬」を犯すことがあるに である――というところにある。 しても、「意志」の力が神から与えられずに、「判断」する「働き」が「できない」ことよりは、「幾分大きな完全性」

幾分大きな完全性」である、ということになる。 してみると、「判断」の「虚偽・誤謬」を犯すことは、「私の不完全性」であり、 しかし同時に、「私の中に

この・矛盾した事柄の意味は、つぎのところにある。

を用いて、〈神から自由〉であるということである。 すなわち、それは、「判断」の「虚偽・誤謬」を犯している場合、「私」は、 神から与えられた能力である「意志」

なぜなら、デカルトによれば、 ――「真実」な「判断」を下している場合には、「私」は、 神から与えられ

それは、 神が定めた「私の思考作用の内奥」にしたがっていることなのであって、それゆえ、「私」は、 しかし、おなじく神から与えられた「明晰・判明な把握」の〈範囲内〉に、「引きとどめ」ているのであり、 〈神から自由

では、ない〉。しかるに、「虚偽・誤謬」を犯す時には、「私」は、神から与えられた「明晰・判明な判断」の

なわち、「私」は、 を逸脱しているのであり、 神から与えられた〈無辺〉 それゆえ、 〈神が定めた・私の思考作用の内奥にしたがっては、 な「意志」を用いて、 〈神から自由〉である―― い ない〉 からである。 のであって、 す

ある事柄に、 それの証拠には、 同意する、 デカルトは、思わずも、「……神が私の悟性の中に、 ないし同意しない自由を、 神が私に与えてしまったことは……」(第十五パラグラフ)、 明晰・判明な把握 を おきはしな た

が定めた〈思考作用の内奥〉にしたがうのみである。それゆえ、〈私〉は、「神が、私の悟性の中に、 い。したがって、 「同意する自由」の方は、 なぜなら、 おきはしなかった事柄に、同意する……自由」をもつはずは、ない――からである。 ――「決定の自由」は、「明晰・判明な把握」に、「当然、いつも必ず、先行」されるところにしか、 神が、 均衡のとれた範囲の・「意志」と「悟性」とを、私に与えたのであれば、「私」は、 あの 「決定の自由」では、なく、 上に見たように、 〈神からの・ 私の自由〉 明晰・判明な把 ただ、 神 な

由〉を、指すものである。 をもちいて、「明晰・判明な把握」にも、「無決定」にも、 義反覆を犯している場合、その「決定の自由」は、 そしてまた、本稿・四 ――2で見たように、デカルトが、「決定の自由」が〈正しく、よく行使〉される、という同 実は、「決定の自由」では、なくて、「私」が、 〈拘束されない〉という自由を、すなわち、 〈無辺〉 (神からの自

由」は、「神が、 こうして、「判断」の「虚偽・誤謬」を犯す・この「自由」 私に与えてしまった」ものなのである。 は 〈神からの・私の自由〉 である。 しか Ļ その

自

断する「方法」と、 しかし、「私」は、 少なくとも「虚偽・誤謬」を避ける「方法」とを立てたことの〈意味〉、二つには、 常に 一神 に回帰しなければならない。 すでに見たように、「私」 が、 つには、 「真実」を判 その方法を

グラフ)ことの〈意味〉は、それが、「私」が神に〈回帰する〉道である、というところにある。 〈守る〉ように、 言いかえれば、「一般的指針」を〈守る〉ように、「私」が「努力する(óperam dáre)」(第十七パラ

「悟性」に「一般的指針」を〈守らせよう〉とする〈意志〉である以外に、ない。 しかし、「方法」の・この「努力」を導くものは、なにであるか。すでに見た〈自由意志〉である以外に、 ない。

が「控える」、と言いうるためにも、また、「判断」の「虚偽・誤謬」においては かし、〈神に回帰する〉道としての・あの「方法」を語りうるためにも、「欲求」としての「意志」に〈超越〉し、 悟性」を〈統御〉する〈自由意志〉について、語らなくてはならなかったはずである。 デカルトは、こうして、「私」が、「意志」(実は「悟性」)を「引きとどめる」、「意志」が 〈神から自由〉 「判断」するのを、「私」 である「私」が、し

- (a) A—T. VII. p. 61, ll. 5——7. (a) A—T. VII. p. 61, l. 3.
- (n) A—T. VII. p. 61, ll. 2—
- (+) A—T. VII. p. 61, 11. 4—7.
- (5) A—T. VII. p. 61, 11. 7——9. (6) A—T. VII. p. 60, 11. 29——31.
- (6) A—T. VII. p. 60, II. 29—3 (7) A—T. VII. p. 61, II. 4——7.
- ω) A—T. VII. p. 62, l. 26.

なにら、

示されてはいない。

四 5 神は、 「明晰 判明な把握」を 「私の悟性の中に」〈おいた〉 か

立₍₁ 論(1) は、 いま一つの成果としての「方法」の土台でもあるにも拘らず、 福・ の成果の一つ、「判断」の「真実」と「虚偽・誤謬」との「原因」の「認識」、にとって不可欠でもあり、さらに、 ゆえに、「真実」である、ということの論拠であり、 このように「把握」された事柄は、その「把握」が、欺瞞者ならざる神によって、 四 2で見たように、 神は、 「明晰・判明な把握」を、「私の悟性の中に」〈おいた〉とする・デ すなわち、「一般的指針」の基礎でもあり、 デカルトによっては、上の立論の 私の悟性の中に 〈根拠〉 また、『省察・第 そのものは . カ ヘお ルト カン n

はずである。 かりであるとすれば、神が、「明晰・判明な把握」を、 の観念」についてさえ、 しかし、『省察・第三』での・神の実在証明の〈第二の手続き〉 それの 「原因」が、 神である、ということは、 私の中に〈おいた〉ということは、 によっては、 論証されえなかった。「神の観念」にしてし すでに見たとおり、(2) ますます論証不能である 私の中に あ る「神

ぎ込んだ」と言っている。 ぎ込んだ」としていた。『省察・第四』も、 『省察・第三』は、「神の観念」を、 右の論証不能のゆえに、「神が、 また、 おなじように、「明晰・判明な把握を、 私を創造することによって、……私の中に、 神が、 私の悟性の中に、 注 注

しかし、「明晰・判明な把握」を、 あたかも液体 (物体) でもあるかのように、「注ぎ込む」とするのは、 不可解で

ある。

とは、 論では、「一般的指針」を基礎づけることは、できないし、また、『省察・第四』の成果を、 って、「明晰・判明に把握」されなかった事柄もまた、「真実」であるのでなくてはならない。 うした「把握」 晰 やはり、 「創造」された、という立論をとったはずである。 それゆえ、「明晰・判明な把握」のある事柄のみが、「真実」である、とされることは、 さらにまた、「明晰 神の完全性の否定と見える事柄もまた、完全な存在者としての神の〈うかがい知るべからざる目的〉 判明な把握」のみを「創造」して、 できないのである。 神の〈うかがうべからざる目的〉によって、「創造」されたことを、認めるべきではない 「万物の創造者」である神の本質に であるとすれば、 が、 神から〈出た〉 判明な把握」が、 〈明晰・判明ならざる把握〉もまた、欺瞞者ではない神から〈出た〉 ものであるから、そのように 〈明晰・判明ならざる把握〉 神から 〈背馳〉 〈出た〉 ゆえに、その立論にしたがえば、 する事柄である。 ものであるとするならば、 「把握」された事柄は、「真実」である、という立 は その上、デカルトは、ここ『省察・第四』 これを「創造」しなかったことになる。 〈明晰・判明ならざる把握〉 万物の創造者である神 できない。 この立論の上に据えるこ のか のであ したがって、 り によって、 た そ 明 が

「神」にはかかわりがないのである。 としたいからである。 明ならざる把握〉 明晰 判明な把握」 は しかし、 〈私から出た〉、それは〈私の責任〉であり、「私の不完全性」に帰せられるべきものである、 は、そもそも、 それならば、 神から 「明晰・判明な把握」も、 〈出た〉ものでは、 ない。〈出た〉とするのは、 〈私の完全性〉に帰せられるべきものであって、 デカル ŀ が 丽 判

ては、いない。 上に見たように、「把握」 の 「明晰 判明」 性が、 神 に根拠をもつこと自体、 デカルトによって、 根拠づけられ

その「把握」は、真実に「明晰・判明」なのである。

にすぎない、ということを、否定する〈根拠〉は、存在しないのである。 その上、「明晰・判明」性は、〈自分〉にたいするものでしか、ない。それが、「明晰・判明」と 〈思い込まれた〉

のでは、ありえないことになる。すなわち、〈社会的承認〉のえられるほどに「明晰・判明」であってこそ初めて、 してみれば、「把握」が、「明晰・判明」である、とは、「把握」が、「他人にたいして論証されうる」こと以外のも

そして、そのような性質の「明晰・判明な把握」をもつところに、〈私の完全性〉 がある。〈社会的承認〉 のえられ

ない「把握」は、まさに、『私の不完全性」を物語るのである。 「真実」であるのである。 そしてまた、そのようにして〈社会的〉に「明晰・判明に把握」された事柄は、

その

「把握」の

〈言表〉

において、

を デカルトは、「明晰・判明な把握」を言う時に、〈社会的承認〉を、そして、「真実」「虚偽」を言う時に、 視野におくべきであったのである。 〈言表〉

しかし、この点は、本稿・五――2の問題・第三と、五――9の問題・第一とで、あらためて扱う。

- (1) 本稿。二四ページ。
- (2) 『社会学研究・18』 一一五――一一一六ページ。
- (3) 『社会学研究・18』 五――一〇ページ。

(昭和五六年三月一八日 受理)